龍の郷・クリーンセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年２月２６日

龍ケ崎地方衛生組合

管理者　筧　　信太郎

龍ケ崎地方衛生組合条例第２号

龍の郷・クリーンセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

龍の郷・クリーンセンター設置及び管理に関する条例（平成１０年龍ケ崎地方衛生組合条例第３号）の一部を次のように改正する。

第１条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「龍の郷・クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）の設置及び管理」を「の施設の設置及びその管理」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

第２条中「クリーンセンターを」を「前条の施設を」に改める。

第３条中「クリーンセンター」を「龍の郷・クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。)」に改める。

第５条中「の維持管理は、法施行規則」を「は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和４６年厚生省令第３５号)」に、「の規定により定める、」を「に規定する」に、「維持管理基準とする」を「維持管理の技術上の基準により維持管理をしなければならない」に改める。

第７条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「クリーンセンターは、次の各号に該当する者は使用」を「次の各号の一に該当する者は、クリーンセンターを利用」に改め、同条第１号中「当組合加入市町村長」を「龍ケ崎地方衛生組合を組織する市町村の長」に、「委託及び許可を受けたし尿及び浄化槽汚泥取扱業者」を「し尿若しくは浄化槽汚泥の収集若しくは運搬を委託され、又は許可された者」に改め、同条第２号中「その他」を「前号に掲げる者のほか、」に、「もの」を「者」に改める。

第８条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「クリーンセンターの使用」を「管理者はクリーンセンターの利用」に改め、同条第１号中「とき」を「場合」に改め、同条第２号中「管理上、その他管理者

において」を「前号に掲げる場合のほか、クリーンセンターの維持管理上」に、「認めたとき」を「認める場合」に改める。

第９条中「し尿及び浄化槽汚泥」を「クリーンセンターに搬入されたし尿又は浄化槽汚泥を」に改める。

第１１条ただし書中「休止日においても」の次に「し尿又は浄化槽汚泥を」を加え、同条第１号を次のように改める。

⑴　龍ケ崎地方衛生組合の休日を定める条例（平成５年龍ケ崎地方衛生組合条例第１号）第１条第１項に規定する組合の休日

第１１条第２号及び第３号を削り、同条第４号中「前各号」を「前号」に、「事由」を「事情」に改め、同号を同条第２号とする。

第１２条中「ついて、必要な事項は」を「関し必要な事項は、」に改め、同条を第１３条とし、第１１条の次に次の１条を加える。

（維持管理の状況の公表）

第12条　管理者は、規則で定めるところにより、クリーンセンターの維持管理に関する状況について一般に公表しなければならない。

付　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。